

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第301号  
令和3年3月4日

株式会社 I G C  
代表取締役 市橋 俊華 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

#### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「スーパーキラーV」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
  - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月17日及び同年10月19日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「ウイルス／バクテリア／カビ 強力除菌 99.9%」、「長時間の除菌力！ 特殊技術で汚れた場所にも使えます!」、「成分：亜塩素酸水」及び「使用方法 対象物から20cm程度離し、表面が濡れる程度にスプレーしてください。その後、そのまま自然乾燥させるか、しばらく置いて拭き取ってください。」と表示することにより、あたかも、本件商品を対象物に噴霧することで、本件商品に含有される成分の作用により、ウイルス、バクテリア及びカビを99.9パーセント除菌する効果が得られ、汚れた場所においても除菌する効果が長時間持続するかのよう示す表示をしていたこと。
  - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合

理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社 I G C（以下「I G C」という。）は、東京都千代田区神田富山町 9-3-3 F に本店を置き、化粧品、健康食品等の製造、販売等を営む事業者である。
- (2) I G C は、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) I G C は、本件商品の容器に貼付したラベルの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア I G C は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和 2 年 8 月 1 7 日及び同年 1 0 月 1 9 日に、本件商品の容器に貼付したラベル（別添写し）において、「ウイルス／バクテリア／カビ 強力除菌 99.9%」、「長時間の除菌力！ 特殊技術で汚れた場所にも使えます！」、「成分：亜塩素酸水」及び「使用方法 対象物から 20cm 程度離し、表面が濡れる程度にスプレーしてください。その後、そのまま自然乾燥させるか、しばらく置いて拭き取ってください。」と表示することにより、あたかも、本件商品を対象物に噴霧することで、本件商品に含有される成分の作用により、ウイルス、バクテリア及びカビを 99.9 パーセント除菌する効果が得られ、汚れた場所においても除菌する効果が長時間持続するかのよう示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第 5 条第 1 号に該当する表示か否かを判断するため、同法第 7 条第 2 項の規定に基づき、I G C に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、I G C は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、I G C が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第 7 条第 2 項の規定により、同法第 5 条第 1 号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

## 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 8 2 条第 1 項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決  
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日  
の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日  
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第302号  
令和3年3月4日

アデュー株式会社  
代表取締役 高松 亜寿美 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

#### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「BMV Blocker」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和2年8月17日及び同年10月22日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「**バクテリア・カビ・ウイルス 強力除菌**」、「**安定型亜塩素酸水**」、「**用途**」及び「**排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時**」、「**製品の特長**」本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具等の抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」並びに「**使用法**」・対象物より20～30cm離して噴霧してください。」と表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有される成分の作用により、空気中における抗ウイルス作用又は除菌効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する環境下においても除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 令和2年8月26日から同年10月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「こんな方におすすめ」及び「○室内の空間も除菌したい」、「BMV Blocker（クロラス酸：亜塩素酸水）」、「亜塩素酸のメリット」、「☑次亜塩

素酸よりも反応速度の遅い求核付加反応（酸素を与える酸化反応）瞬間的な除菌力は弱い、有機物が存在する環境下でも安定した効果を発揮し、長時間この除菌力が持続する。」及び「従来の塩素酸化物が苦手としてきた周囲の汚れが存在している環境下でもその酸化能力がすべて消費してしまわない。」、「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有される成分の作用により、室内空間を除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する汚れた環境下においても除菌する効果が長時間持続するかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) アデュー株式会社（以下「アデュー」という。）は、東京都千代田区西神田2-7-11に本店を置き、除菌水の開発、製造、販売及び輸出入業等を営む事業者である。
- (2) アデューは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) アデューは、本件商品の容器に貼付したラベル及び本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア アデューは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
  - (ア) 令和2年8月17日及び同年10月22日に、本件商品の容器に貼付したラベル（別添写し1）において、「**バクテリア・カビ・ウイルス 強力除菌**」、「**安定型亜塩素酸水**」、「**用途**」及び「**排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時**」、「**製品の特長**」 本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具等の抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」並びに「**使用法**」 ・対象物より20～30cm離して噴霧してください

い。」と表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有される成分の作用により、空気中における抗ウイルス作用又は除菌効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する環境下においても除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- (イ) 令和2年8月26日から同年10月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「こんな方におすすめ」及び「○室内の空間も除菌したい」、「BMV Biocker（クロラス酸：亜塩素酸水）」、「◎次亜塩素酸よりも反応速度の遅い求核付加反応（酸素を与える酸化反応）瞬間的な除菌力は弱い、有機物が存在する環境下でも安定した効果を発揮し、長時間この除菌力が持続する。」及び「◎従来の塩素酸化物が苦手としてきた周囲の汚れが存在している環境下でもその酸化能力がすべて消耗してしまわない。」、「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有される成分の作用により、室内空間を除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する汚れた環境下においても除菌する効果が長時間持続するかのように示す表示をしていた。

- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、アデューに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、アデューは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、アデューが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条

第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こんな方におすすめ」及び「○室内の空間も除菌したい」</li> <li>・「BMV Blocker（クロラス酸：亜塩素酸水）」</li> <li>・「BMV Blocker（亜塩素酸）の除菌力」及び「Bmv Blocker（亜塩素酸）の除菌力は、アルカリイオン水の備えた優れた浸透・洗浄力により、除菌しようとする対象物の表面に、油膜や有機脂質のクチクラ層、あるいは繊毛など、撥水作用により液体の接触を妨げるものがあつたとしても、確実に二酸化塩素がその表面に接触するので、優れた除菌力が作用します。」</li> <li>・「亜塩素酸のメリット」、「<input checked="" type="checkbox"/>次亜塩素酸よりも反応速度の遅い求核付加反応（酸素を与える酸化反応）瞬間的な除菌力は弱い、有機物が存在する環境下でも安定した効果を発揮し、長時間この除菌力が持続する。」、「<input checked="" type="checkbox"/>従来の塩素酸化物が苦手としてきた周囲の汚れが存在している環境下でもその酸化能力がすべて消費してしまふことがない。」及び「<input checked="" type="checkbox"/>ターゲットである微生物等に対して長時間接することで菌が不活性化の状態になる。」</li> <li>・「BMV Blocker（クロラス酸：亜塩素酸水）で 除菌・消臭+抗ウイルス」</li> <li>・「院内の空間の除菌にも」との記載と共に、病室のイメージ写真及び「病院の除菌」、点滴室のイメージ写真及び「点滴室の除菌・血液等の汚染予防」、並びに内視鏡室のイメージ写真及び「内視鏡室の空間的除菌」</li> <li>・「当社BMV Blocker（クロラス酸：亜塩素酸水）であればエンベロープ及びカプシドを透過するので抗ウイルスとしての効果が期待できます。」</li> <li>・「水溶性安定型高濃度亜塩素酸水」</li> <li>・「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」</li> </ul>

(別添写し2)



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第303号  
令和3年3月4日

株式会社ANOTHER SKY  
代表取締役 杉山 剛浩 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

#### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「AIROSOL (エアロゾール) 空間除菌」と称する商品(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和2年8月14日及び同年10月16日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「空間除菌」、「水溶性安定型亜塩素酸水」、「長時間空气中に留まる優れた空間除菌効果」、「品名 AIROSOL (エアロゾール) 空間除菌」、「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」、「製品の特長」本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具などの抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有される成分が長時間空气中に留まり作用することにより、空間を除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する環境下においても除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 令和2年8月21日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「空間除菌」、「安定型クロラス酸水除菌スプレー」、「クロラス酸水とは?」

及び「・長時間空気中に留まる、優れた空間除菌効果」、「③『クロラス酸水』は分子レベルでの優れた空間除菌効果！ 空気中の有機物に対して長時間の除菌効果を発揮。」、「「クロラス酸水の物性の特長」」及び「弱い殺菌力で緩やかな反応性を持ち、安定して殺菌効果を持続することができるという特長を持つ『クロラス酸水』は、これまでの塩素酸化物系の薬剤が最も苦手としてきた、有機物が多く存在する汚れた環境下でも“弱くゆっくりと持続的”に殺菌効果（遅効性）を発揮することが出来ます。」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有される成分が長時間空気中に留まり作用することにより、室内空間を長時間除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、有機物が存在する汚れた環境下においても除菌する効果が長期間持続するかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社ANOTHER SKY（以下「ANOTHER SKY」という。）は、東京都新宿区新宿一丁目8番4号に本店を置き、衛生用品、雑貨に関する商品の企画、製造、販売及び輸出入業等を営む事業者である。
- (2) ANOTHER SKYは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) ANOTHER SKYは、本件商品の容器に貼付したラベル及び本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ANOTHER SKYは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
  - (ア) 令和2年8月14日及び同年10月16日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「空間除菌」、「水溶性安定型亜塩素酸水」、「長時間空気中に留まる優れた空間除菌効果」、「「品名」 AIROSOL（エアロゾール）空間除菌」、

「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」、「製品の特長」本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具などの抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有される成分が長時間空気中に留まり作用することにより、空間を除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する環境下においても除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) 令和2年8月21日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「空間除菌」、「安定型クロラス酸水除菌スプレー」、「クロラス酸水とは？」及び「・長時間空気中に留まる、優れた空間除菌効果」、「③『クロラス酸水』は分子レベルでの優れた空間除菌効果！ 空気中の有機物に対して長時間の除菌効果を発揮。」、「クロラス酸水の物性の特長」及び「弱い殺菌力で緩やかな反応性を持ち、安定して殺菌効果を持続することができるという特長を持つ『クロラス酸水』は、これまでの塩素酸化物系の薬剤が最も苦手としてきた、有機物が多く存在する汚れた環境下でも“弱くゆっくりと持続的”に殺菌効果（遅効性）を発揮することが出来ます。」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有される成分が長時間空気中に留まり作用することにより、室内空間を長時間除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、有機物が存在する汚れた環境下においても除菌する効果が長期間持続するかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ANOTHER SKYに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ANOTHER SKYは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、ANOTHER SKYが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、

同条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決  
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日  
の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日  
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・「空間除菌」</li><li>・「アルコールでは対処しきれない ウイルス 細菌 カビ 強力除菌」</li><li>・「水溶性安定型亜塩素酸水」</li><li>・「長時間空気中に留まる優れた空間除菌効果」</li><li>・「<b>品名</b> AIROSOL (エアロゾール) 空間除菌」</li><li>・「<b>用途</b>」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」</li><li>・「<b>成分</b> 亜塩素酸」</li><li>・「<b>製品の特長</b> 本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具などの抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」</li><li>・「<b>使用法</b> ・本製品をスプレー対象物より20～30cm離して噴霧してください。」</li></ul> <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>空間除菌</b>」</li> <li>・「安定型クロラス酸水除菌スプレー」</li> <li>・「強力除菌・抗ウイルス」</li> <li>・「<b>空間除菌</b> <b>強力除菌</b> <b>抗ウイルス</b>」</li> <li>・「介護施設・Hotel・店舗等の様々な空間にご利用いただけます。」との記載と共に、会議室のイメージ写真及び「会議室の密閉スペースに」、飲食店のイメージ写真及び「飲食店等の店舗に」、並びにホテルの客室のイメージ写真及び「ホテル等の客室に」</li> <li>・「<b>クロラス酸水とは?</b>」、「・長時間空气中に留まる、優れた空間除菌効果」及び「・各種ウイルス除去に効果を発揮」</li> <li>・「③『クロラス酸水』は分子レベルでの優れた空間除菌効果！ 空気中の有機物に対して長時間の除菌効果を発揮。」</li> <li>・「クロラス酸水は次亜塩素酸水と比較して有機物が存在する環境下でも安定した殺菌力を発揮し、長期間の消毒効果が期待できる薬剤であると考えられている。」</li> <li>・「<b>クロラス酸水の物性の特長</b>」、「弱い殺菌力で緩やかな反応性を持ち、安定して殺菌効果を持続することができるという特長を持つ『クロラス酸水』は、これまでの塩素酸化物系の薬剤が最も苦手としてきた、有機物が多く存在する汚れた環境下でも“弱くゆっくりと持続的”に殺菌効果（遅効性）を発揮することが出来ます。」及び「これまで殺菌しにくく困難を要してきた耐性菌（芽胞を形成することで抵抗力が高まる耐熱性菌や抗生物質が効かなくなった薬剤耐性菌）、カビや酵母などの真菌類、さらにはウイルス類（ノンエンベローブウイルス含む）の不活化効果を実際の現場でも期待していただくことができます。」</li> </ul> <p style="text-align: right;">（別添写し2）</p>